

四万十市立市民病院病院情報システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

(業務の目的)

第1条 現在、四万十市立市民病院（以下「市民病院」という。）で使用しているオーダーリングシステムと医事会計システムは、導入から7年以上経過しており老朽化が進んでいる。四万十市立市民病院病院情報システム導入業務（以下「本業務」という。）は、これらシステムを電子カルテを含む病院情報システムとして再構築することにより、医療情報の電子化、患者サービスの充実、医療の質向上、業務の効率化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、本業務において、最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第3条 本業務の概要は、次に掲げるとおりとする。

(1) 業務名

四万十市立市民病院病院情報システム導入業務

(2) 業務内容

市民病院が利用する病院情報システム一式の導入及びクライアント端末機器等の周辺機器、ネットワーク等を更新する。(以下の①～⑩の業務を含む)

- ① システムの稼働に必要なソフトウェアおよびサーバの納入及び設置
- ② システムの稼働に必要なクライアント端末機器等の周辺機器の設計及び設置
※端末機器等の周辺機器については、本業務契約後、仕様を調整したうえで別途入札により備品購入を行う場合がある。
- ③ システム稼働に必要なスケジュール等の管理
- ④ 既存機器及び各部門システムとの連携
- ⑤ ネットワーク構築に係る設計及び施工
- ⑥ 既存データの移行
- ⑦ システムの運用に必要な職員への研修の実施及びマニュアル・規定等の作成
- ⑧ 本格運用までの支援
- ⑨ 必要に応じたサーバ室の新設
- ⑩ はたまるねっとへの接続

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年9月30日までとする。

なお、本業務は、国民健康保険特別調整交付金を利用するため、令和3年12月中に支払いを完了しなくてはならないことに留意すること。

保守管理業務については、本稼働から7年間とする。

(4) 納入場所

四万十市立市民病院

所在地：四万十市中村東町1丁目1番27号

(5) 提案上限額

システム導入費及び端末機器等周辺機器購入費：

149,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ① 提案額は税抜きで記載すること。
- ② システム保守管理業務に係る金額は別とする。別途委託契約を締結する予定であり提案限度額の対象外とするが、審査での評価には含めるものとする。提案に際しては、年度毎の経費が分かるように内訳明細表を添付すること。

（契約の相手方の決定方法）

第6条 本業務に関するプロポーザル参加申込書等の書類の提出を受け、下記の第1号から第3号のとおり、審査・決定し、契約を行うものとする。

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書等と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行うものとする。
- (2) 審査方法は、「四万十市立市民病院病院情報システム導入業務提案評価基準(非公表)」に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を決定する。
- (3) 契約に際しては、協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で契約を行うものとし、契約書に記載する項目の詳細については、四万十市において決定するものとする。この合意が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて四万十市と交渉を行うこととなる。

（契約に係る留意事項）

第7条 候補者は、四万十市と契約締結に向けての協議を行うものとする。そのなかで必要に応じて、候補者の企画提案に修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。その場合において企画提案書に記載された項目に追加があった場合には、予算上限額の範囲内において増額することとする。

（参加要件）

第8条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本件公告時に、四万十市又は高知県から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手

続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）
- (5) 四万十市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 3 号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 提案するシステムは、令和 2 年 4 月 1 日現在、病床数 100 床以上の病院において、システムを納品し、現に稼動している実績があること。
- (7) 保守管理体制が整備され、ハードウェア及びソフトウェアの障害に対し、統一窓口で 24 時間受付対応が可能であり、迅速に対応できるものであること。

（プロポーザル実施要領の配布）

第 9 条 プロポーザル実施要領の配布は、次に掲げるとおりとする。

(1) 配布期間

令和 2 年 12 月 14 日（月）から（土日祝を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）
当院ホームページ及び四万十市公式ホームページ（四万十市からのお知らせ）からダウンロード可能。

(2) 配布場所

〒787-0023

四万十市中村東町 1 丁目 1 番 27 号

四万十市立市民病院事務局

(3) 配布書類

- ア 公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ 公募型プロポーザル実施要領【様式 1～6】
- ウ 企画提案書作成要領
- エ プロポーザル審査要領
- オ 保守費用比較用資料

（提出書類及び提出期限等）

第 10 条 プロポーザルの提出書類及び提出期限等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を申請する者は、下記【様式 1】から【様式 6】の関係書類を、それぞれ提出期限内に提出すること。

【様式 1】 質問書

【様式 2】 プロポーザル審査参加申込書

【様式 3】 会社概要書

【様式 4】 辞退届

【様式 5】 企画提案書

【様式6】企画提案書について情報公開を希望しない届出書

(2) 提出期限

【様式1】 令和3年1月22日（金）午後5時15分

【様式2】～【様式3】 令和3年1月18日（月）午後5時15分

【様式4】 令和3年2月10日（水）午後5時15分

【様式5】～【様式6】 令和3年2月12日（金）午後5時15分

(3) 提出部数

【様式5】 正本1部、副本10部、CD-R1部

【様式5以外】 1部

(4) 提出方法

【様式1】電子メール

【様式1以外】持参（土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送によること。

なお、郵送による場合は、書留又は配達証明にて、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出先等

〒787-0023

四万十市中村東町1丁目1番27号

四万十市立市民病院事務局

TEL 0880-34-2126(代表)

FAX 0880-34-1861

Mail byouin@city.shimanto.lg.jp

(参加資格審査及び審査結果通知)

第11条 提出書類の内容に基づき参加資格審査を行い、参加資格審査結果通知書を送付し通知する。

(質問受付方法等)

第12条 本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書【様式1】を提出するものとする。

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。メール送信を行った際は、当院事務局まで電話連絡すること。また、件名は「四万十市立市民病院病院情報システム導入業務プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和3年1月22日（金）午後5時15分

(3) 回答方法

令和3年2月1日（月）までに、当院ホームページまたは四万十市ホームページにて公表する。なお、類似の質問についてはまとめて回答するほか、候補者選定に公平を保

てない質問等については回答しないことがある。

(企画提案書の作成方法)

第 13 条 企画提案書の提出にあたっては、本実施要領及び基本仕様書を熟読のうえ、「四万十市立市民病院病院情報システム導入業務企画提案書作成要領」の内容に基づいて作成するものとする。

(候補者の審査方法)

第 14 条 候補者の審査にあたっては、別途定める「プロポーザル審査要領」の内容に基づいて実施するものとする。

(審査結果)

第 15 条 審査の結果は、すべての参加者に通知するとともに、当院ホームページ及び四万十市ホームページにて公表する。なお、審査結果の異議申立ては一切受けない。

(実施スケジュール)

第 16 条 プロポーザル実施のスケジュールは、次に掲げるとおりとする。ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和 2 年 12 月 14 日 (月) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 5 時 15 分 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 3 年 2 月 1 日 (月) |
| (4) 参加申込受付期限 | 令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 5 時 15 分 |
| (5) プロポーザル参加者の決定 | 令和 3 年 1 月 19 日 (火) 予定 |
| (6) デモンストレーションの実施 | 令和 2 年 12 月 15 日 (火) ~
令和 3 年 2 月 12 日 (金) 予定 |

※実施回数は 1 回限りとし、実施範囲や日時は双方で協議して決定する。また、新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインで実施してもらう場合がある。

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (7) 企画提案書受付期限 | 令和 3 年 2 月 12 日 (金) 午後 5 時 15 分 |
| (8) プレゼンテーション・審査 | 令和 2 年 2 月 24 日 (水) ~26 日 (金) 予定 |
| (9) 審査結果通知 | 令和 2 年 3 月 1 日 (月) 予定 |

(提出書類の取扱)

第 17 条 プロポーザルの提出書類の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。
- (3) 提出された企画提案書は、四万十市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上

の地位その他 正当な利益を害すると認められる情報は同条例第9条第1項第2号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を、情報公開を希望しない届出書【様式6】により事前に提出しておくこと。公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき四万十市が客観的に判断する。

- (4) 提出された企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、四万十市が受注者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(その他)

第18条 前条に掲げたもの以外は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (2) 参加申込及び企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類受領後の提出書類の差替及び再提出は原則認めない。
- (4) 提出書類の提出後、市民病院の判断により補足資料の提出や内容の確認を求められることがある。
- (5) 委託業務の処理に伴い生じた著作権その他権利は四万十市に帰属するものとする。
- (6) プロポーザル参加申込書類提出後に辞退する場合は、辞退届【様式4】を提出するものとする。
- (7) 本業務は、国民健康保険特別調整交付金を利用することを留意し、契約後にこれに係る書類作成に協力すること。
- (8) 本プロポーザルは、参加者が1者以上あれば実施する。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響により、プロポーザル期間中に内容を見直す場合がある。